



流山市監査委員告示第7号

令和7年度公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和8年6月30日

流山市監査委員

中川





第4号様式

流教公第53号

令和8年6月3日

(宛先) 流山市監査委員 中川 弘 様

流山市教育委員会教育長 吉田 瑞穂



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年11月27日付け、流監第125号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和7年11月27日・流監第125号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
特定非営利活動法人市民助け合いネット	意見	会計規程及び事業計画にて、手許現金の保管は2万円を限度と定めているところ、超過した金額の保管が常態となっていた。 収入額や釣銭等、取り扱う金額を再度考慮し、実態に即した規定となるよう改定を検討されたい。	令和8年5月29日開催の非営利活動法人市民助け合いネット総会において、会計規程における手許現金の保管限度額を2万円から5万円に改定しました。
特定非営利活動法人市民助け合いネット 生涯学習部公民館	意見	備品の整理及び報告については、仕様書に定められたとおりに実施されていたものの、報告された備品台帳に記載がない備品があった。 また、備品台帳について、備え付けられた部屋ごとに、品名と総数を記載する様式となっていた。 南流山センターの備品はすべて一つの備品台帳に記載するとともに、個別の備品番号や購入日も記載するなど、様式の見直しを行われたい。	様式を改正し、令和8年度から新様式で備品の管理を行いました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。